

## 第2回高知市総合計画審議会 次第

日時：令和8年5月26日（火）18：00～20：00

会場：総合あんしんセンター3階大会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議事

「(仮称)高知市未来ビジョン」の構造案について

4 事務連絡

5 閉会

---

### 配付資料

○次第

○委員名簿

○配席図

○高知市総合計画審議会条例

○高知市総合計画に関する規則

○資料

資料1 「(仮称)高知市未来ビジョン」の構造案について

資料2 「(仮称)高知市未来ビジョン」の構成等について

資料3 「(仮称)高知市未来ビジョン」策定に向けた全庁アンケート調査結果について

参考資料① 市民団体等との意見交換会実施状況についての中間報告（令和8年4月時点）

参考資料② 市民意見整理表

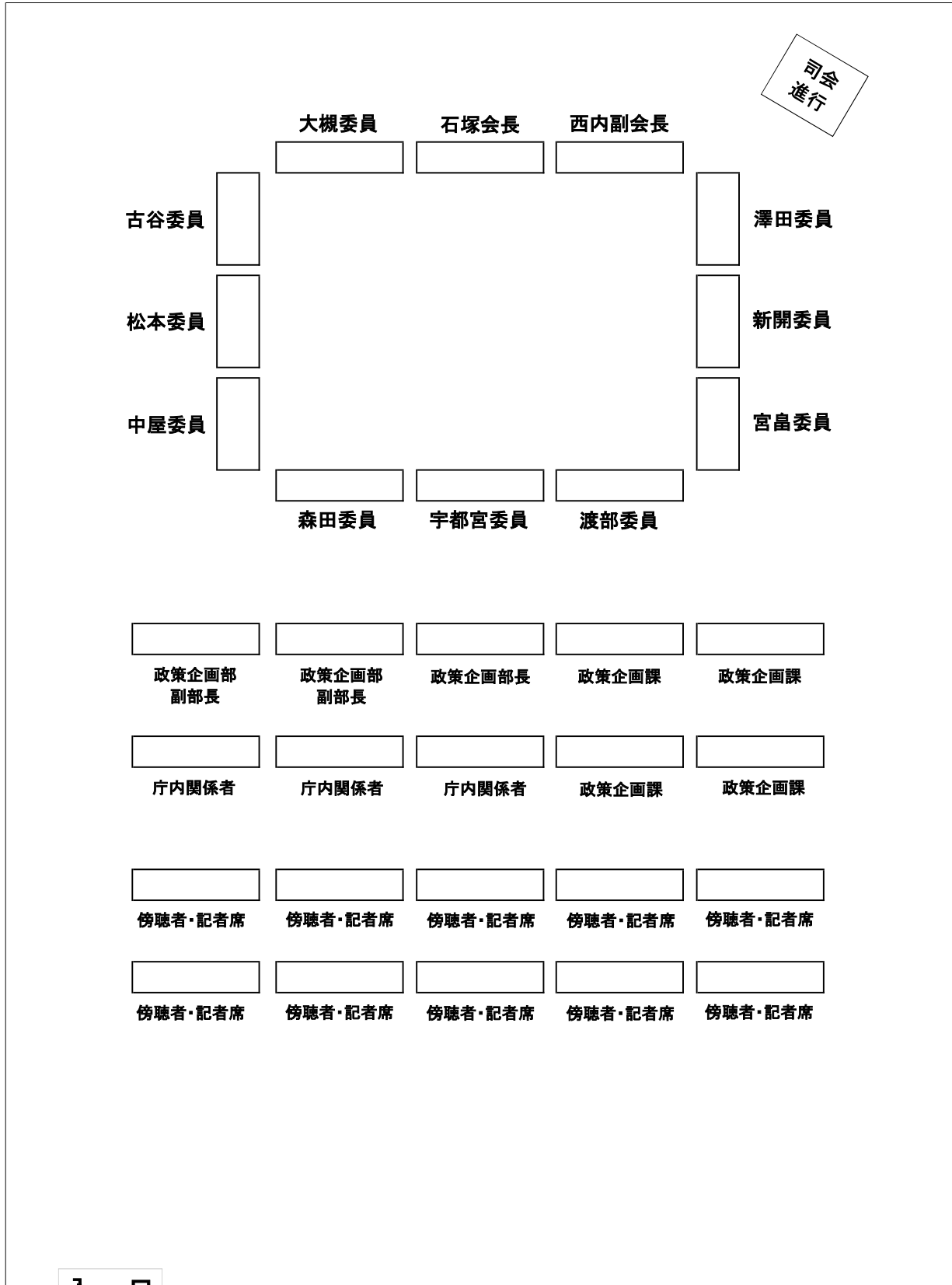
参考資料③ 市民の暮らしのストーリーサンプル

令和8年度 高知市総合計画審議会 委員名簿

分野	役職	氏名(敬称略)
統括	高知大学 イノベーションセンター長	いしづか さとし 石塚 悟史
防災	高知大学 地域協働学部 教授	おおつき さとし 大槻 知史
経済	高知商工会議所 副会頭	ふるや すみよ 古谷 純代
都市建設	高知工科大学 新世代交通ネットワーク研究センター長	にしうち ひろあき 西内 裕晶
環境	高知大学 地域協働学部 准教授	まつもと あきら 松本 明
子ども・福祉	高知市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	なかや ゆうこ 中屋 優子
教育	高知大学 教育学部 教授	もりた みさ 森田 美佐
コミュニティ	高知県立大学 地域共生学研究機構 副機構長	うつのみや ちほ 宇都宮 千穂
文化	高知県立高知城歴史博物館 専務	わたなべ じゅん 渡部 淳
農業	高知市農業協同組合 代表理事 組合長	みやはた のりあき 宮畠 徳明
観光	一般社団法人日本旅行業協会 中四国支部高知県支部 支部長	しんがい ゆうじ 新開 祐二
人権／男女共同参画	澤田法律事務所 弁護士	さわだ そうすけ 澤田 宗佑

# 第2回高知市総合計画審議会 配席図

- 日時 令和8年5月26日(火) 18:00~20:00(終了時間は予定)
- 場所 高知市総合あんしんセンター3階 大会議室



○高知市総合計画審議会条例

昭和41年10月1日

条例第20号

(設置)

第1条 本市の総合計画について調査審議するため、高知市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画策定に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者及び市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる調査審議が終了するまでの間とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は、部会委員の互選による。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第39号の次に次の1号を加える。

(40) 基本計画審議会委員

第9条第1項第4号中「第39号」を「第40号」に改める。

別表第42項の次に次の1項を加える。

43	基本計画審議会委員	日額	700円
----	-----------	----	------

附 則（昭和42年8月15日条例第45号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日条例第13号）抄

- 1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則（昭和54年4月1日条例第3号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年1月1日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月1日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日条例第67号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

○高知市総合計画に関する規則

昭和41年4月1日

規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、本市の効率的な行政を確保し、市政の健全な発展をはかるため策定する総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 前条の目的を達成するため総合的な見地にたつて策定する計画をいい、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなるものとする。
- (2) 基本構想 市政のめざす望ましい都市像及びこれを達成するための施策の大綱を定める計画
- (3) 基本計画 基本構想において定められた本市の都市像及び施策の大綱に基づきこれを実現するための施策、手段について定める計画
- (4) 実施計画 基本計画に基づき具体的な事務事業の実施に関して作成する計画

(総合計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互間の有機的関連を保ちつつ、能率的で効果的な行政を確立し、総合的な成果を上げるよう策定するものとする。

(基本構想、基本計画の策定)

第4条 基本構想はおおむね20年、基本計画はおおむね10年の計画とし、社会、経済情勢の推移に適合するよう策定するものとする。

- 2 基本構想、基本計画は、各部局の実施計画その他の事務事業計画の基本となるもので、特に著しい社会、経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。
- 3 基本構想、基本計画は、第6条に規定する高知市総合計画策定委員会（同条を除き、以下「委員会」という。）で作成した原案に基づき、高知市総合計画審議会条例（昭和41年条例第20号）第1条に規定する高知市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮って、市長が決定する。

(実施計画の策定)

第5条 実施計画の期間はおおむね、3年とし、1年間隔をもつて区分するものとする。

- 2 実施計画は、1年を経過するごとに検討し、さらにおおむね3年間の計画として策定するものとする。
- 3 実施計画は、基本計画に従い各部局長が作成した計画案を政策企画部長が調整して原案を作成し、市長が決定するものとする。
- 4 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。
  - (1) 基本計画が変更されたとき。
  - (2) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
  - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
  - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(委員会の設置)

第6条 総合計画の原案を作成する機関として、高知市総合計画策定委員会を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は市長をもつて充て、副会長は両副市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 市長部局の各部局長
- (2) 会計管理者
- (3) 上下水道事業管理者
- (4) 上下水道局長
- (5) 教育長
- (6) 消防局長
- (7) 市長が定める担当理事

(会長及び副会長)

第8条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(委員会の組織、議事等)

第9条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 計画策定に関し、専門的に検討するため、委員会の下に部会を設置することができる。

3 委員会が必要と認めるときは、各関係所属長に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第10条 総合計画の策定に当り必要があるときは、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他相当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(計画の実施)

第11条 総合計画に定められた事務事業は、これを実現するように努めるものとする。

(計画策定に必要な外部調整)

第12条 政策企画部長は、総合計画の策定に関し必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、計画の策定が円滑に行われるように努めなければならない。

(部局長の報告)

第13条 各部局長は、総合計画に関する事務事業について、その進捗状況を政策企画部長を経て市長に報告するものとする。

(参考資料の送付)

第14条 政策企画部長は、各課の事務事業の参考となると考えられる資料を作成したときは、速やかに各課長に

送付するものとする。

- 2 各課長は、総合計画に関する事務事業の参考になると考えられる資料等を作成したときは、政策企画部長に送付するものとする。

(委員会等の庶務)

第15条 委員会及び審議会の庶務は、政策企画部政策企画課が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年11月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

附 則 (昭和42年8月15日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月13日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年7月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年8月16日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年12月28日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年12月21日から適用する。

附 則 (平成6年12月28日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年12月21日から適用する。

附 則 (平成8年4月1日規則第30号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月27日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年12月21日から適用する。

附 則 (平成10年1月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日規則第75号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成10年12月21日規則第128号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年1月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第52号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年1月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月10日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則（平成18年10月1日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第14号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成27年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。